



条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回臨時会資料)

令和6年10月21日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 7 5 号	美濃加茂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例について	1

◎ 改正の概要

○ 法改正情報

公布された法令	児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 5 9 号）
条例改正に影響する施行日	令和 6 年 1 1 月 1 日
改正された法令	児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号）
条例改正に影響する条	第 2 条の 4

○ 条例改正趣旨

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことから、所要の改正を行うものです。

◎ 改正の主な内容

○ 母子家庭等の母及び児童の定義改正（第 2 条関係）

第 2 条第 1 項第 4 号イ中の引用する「施行令第 2 条の 4 第 7 項」を「施行令第 2 条の 4 第 6 項」に、「施行令第 2 条の 4 第 8 項」を「施行令第 2 条の 4 第 7 項」に改めます。

○ 父子家庭の父及び児童の定義改正（第 2 条関係）

第 2 条第 1 項第 5 号イ中の引用する「施行令第 2 条の 4 第 8 項」を「施行令第 2 条の 4 第 7 項」に改めます。

◎ 施行期日（附則）

この条例は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行します。